#### 保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金 保険金をお支払いできない主な場合 保険期間中に発生した医療事故につい ①死体の解剖または死亡時画像診断を実施するために、被保険者以 この保険では、次の事由に起因する損害に対しては、保険 外の者に対して支払った費用または被保険者が負担した費用 ②死体の解剖または死亡時画像診断を実施する際に、遺体の搬送ま て 被保険者が医療法に規定される医 金をお支払いできません。 ①美容を唯一の目的とする医療行為 療事故調査費用を負担することによって たは保管を被保険者以外の者に委託した場合に、その委託先に対 ②所定の免許を有しない者が遂行した医療行為。ただし、 被る損害に対して、ご加入された支払限 度額を限度に保険金をお支払いします。 して支払ったこれらの費用 所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修 ③院内事故調査に参加する外部委員に対して支払った謝金または交 練外国歯科医師が遂行した医療行為を除きます ③保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理 人(これらの者が法人である場合は、その理事、取締 役または法人の業務を執行するその他の機関をいい 通費 ④医療事故調査等支援団体に、医療事故調査に必要な支援を求め 医 た場合に、その団体に対して支払った費用。ただし、1事故につき20 療 万円を限度とします ます。以下同様とします)が法令に違反することを認識 事 ⑤医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療 していた行為(認識していたと判断できる合理的な理 故 事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。1事故につき、 由がある場合を含みます) 調 15万円とします。 ④医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその ⑥①から⑤までのほか、医療事故調査を行うために被保険者以外の者 査 他の身体の障害 に対して支払った費用であって、引受保険会社が妥当と認めたもの。 ただし、医療事故が発生した病院等に雇用されている者またはその病 ⑤保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理 費 人が保険契約締結時に医療事故の原因となる事由 用 が生じていることを知っていた場合は、その医療事故 ⑥次の費用を支出することによって被る被害 院等から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報 保 酬等は含みません。 険 (ア)この保険契約と同種の損害保険契約の保険料 (イ)金利その他資金調達に関する費用 (ウ)医療設備の購入代金、研修への参加費用など 医療事故の再発防止のための措置を被保険者 が講じたことにより支出する費用

# 医療廃棄物排出事業者責任保険

医療廃棄物排出事業者責任保険			
	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
医療廃棄物排出事業者責任保険	医療機関等が適正な発素性、性素性、性質、性質、性質、性質、性質、性質、性質、性質、性質、性質、性質、性質、性質	(1) お支払いする保険金の種類 ①「廃棄物処理法」・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制 に関する法律」に基づき、被保険者が汚染浄化費用(※5) の負担または不法投棄された産業廃棄物の撤去・処理を命 じられた場合に、その命令により同意した費用 (※5)環境汚染が発生した場合において、流出・いつ出・漏 出し、または排出された汚染物質の拡散防止、捕収 回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理、不過、理等に要する費用、または、不法投棄された場合人・治療費・休等 用、または、不法投棄された場合人・治療費・休等 り、他人の財物を損壊等させた場合人・一般的には損失 性人の場合は得べかル利益の喪失)・慰謝料等 り、他人の財物を損壊等させた場合 財物の滅失・破損・汚損の場合・・原状に回復するのに要する修理費(修理不能のときは一般的には損失時の時価)等 財物の使用不能の場合・・使用不能による損失 他人の漁業権・入漁権を侵害した場合・・漁獲高または入漁料の減少による損失 (※6)賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。 ③環境汚染またはその原因となる事故が発生した場合において、身体障害を被った被害も対する応急手当、ほど、よの・治の情害とを費用 ④他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続きのために引受保険会社の書面により同意した費用 ④他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続きのために引受保険会社の書面により行使手続きのために引受保険会社の書面により行要と保険会社が被保険者に代わって財債請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求助に応じて、引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求助に応じて、引受保険金の有法に表する保険金の初場とにおいて、被保険者の環境保全責任者が、産業廃棄物の不法投棄をこの保険契約の保険金支払条件により算出される額」と「知った・予見できた時に有効であった保険契約の保険金支払条件により算出される額」といよれる額」といより算出される額」のいずれか低い金額となります。	①被保険者が自ら不法投棄を行った場合 ②被保険者が廃棄物処理を委託する際、不法投棄がなされることや法令に定める基準に従った廃棄物処理を行わない産業廃棄物処理業者であることを認識しながら「認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)委託をした場合 ③被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物処理業者としての許可を受けていない業者であることを知りながら(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)委託をした場合 ④被保険者が廃棄物処理を委託する際、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を交付していない場合 ⑤被保険者が廃棄物処理を委託する際、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を交付していな場合 ⑥被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物管理票に虚偽の記載をしていた場合 ⑥被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物の最終処分の確認を故意・重過失により怠った場合 ⑦廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票の写しの保存義違反の場合 ⑧廃棄物処理法に定める産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物処理法に定める産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物処理法に定める産業廃棄物保管基準(特別管理産業院変がの場合・3の基準物処理法に定める産業廃棄物保管基準(特別管理を教達)の場合・3の場所を管理する施設内で生じた環境等によいで生じた環境等によいで生じた環境等によいでなりで生じた環境であった者を含みます。)がのを産業を変物の理に関与した者、またはその役員もしくは従業員(過去に役員または従業員であった者を含みます。)からなされた損害賠償請す。 ②記名被保険者の保険期間の開始日前に被保険者から産業物の理業者に引き渡され、または収集・運搬・処分を委託された産業廃棄物に起因する損害 ④地震、噴火、洪水、高潮または津波 ⑤医・手核反応・原子核の崩壊 ・表記を経りを持ちたは、または、中に、環境汚染にさらされた結果被った身体の障害に起因する賠償責任・で、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、

## ご注意事項

(下記の事項は現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTには適用されません。現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTのご注意事 項は別途専用パンフレットをご参照下さい。)

#### ◆ご加入の際のご注意

- 1.告知義務:加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務がございます。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、 保険金をお支払いできないことがございます。
- 9 通知差務:
- ■医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の 場合

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた 場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場 合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いで きないことがありますので、ご注意ください。

■産業医等活動保険、介護サービス事業者賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療機関向け役員賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険の場合ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じるこ

とが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく 義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがございます。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。
■医療事故調査費用保険の場合

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じるこ とが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

■医療施設機械補償保険の場合

ご加入の後、次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡をいただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがございます。また変更の内容によってご契約を解除するこ とがございます。

- ○保険の対象の用途または仕様を変更すること。
- ○上記のほか、加入依頼書の記載事項のうち☆が付された事項に変更を生じさせる事実が発生すること。
- 3.他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他 の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いいたします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等と は関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。 ただし、医療施設機械補償保険の場合、他の保険契約等の内容によっては、上記

の支払い方法と異なる場合がございます。詳細は取扱代理店または引受保険会社 までご照会ください。

4.補償の重複に関するご注意

間頂の里復に関すること。 補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

- ##18077月、 (三条1907条日をこを関うしたさい。) 5.引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定 期間凍結されたり、金額が削減されることがございます。なお、引受保険会社の経営が 破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が 20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等等)格別と表別に限め、 14人以下の14年間の日本法人、大田は、日本における営業所等等格別と表別に限め、14年間では、14年間で またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%) まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会く ださい。
- ※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個 は、 大等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者 に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 6.医療施設機械補償保険について、質権を設定される場合は、引受保険会社まで個 別にご相談ください。
- 7.取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に 基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいま て、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直 接締結されたものとなります
- 8.本契約は一般社団法人全日病厚生会を保険契約者とし、一般社団法人全日病厚 生会会員等を被保険者とする医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療 従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱 記医業務特別約款)、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保 険、環境汚染賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療事故調査費用保険、医療機 関向け役員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を
- 解約する権利等は、一般社団法人全日病厚生会が有します。 9.本契約の保険期間は2025年2月1日午後4時から2026年2月1日午後4時です(中 途加入の補償開始日は異なります。
- 10.このパンフレットは、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包 括賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業 務特別約款)、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保険、環境 7分付かがあい。とほかはない間間は休め、月度が ころずま 日間買す に称して、また、 方染賠償責任保険・サイバーリスク保険、医療事故調査費用保険、医療機関向け 役員賠償責任保険の概要をご紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表 者の方にお渡ししてございます保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保 険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますよ うお願い申し上げます
- 11. 医療施設機械補償保険につきましては保険金額が10億円以上の場合に「テロ危険不担保特約条項」を付帯してお引き受けすることになります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
- 12.加入者票・加入者票が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社までご照会ください。加入者票が届きましたら、加入 内容が正しいかご確認くださいますようお願いします。
- 13.重大事由による解除について

(以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わ せることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認 められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった 場合

#### ◆もしも事故が起きたときは

■医師賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を 発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住 所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、 面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を 減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

■医療施設賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱 託医業務特別約款)、介護サービス事業者賠償責任保険、環境汚染賠償責任保

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故 または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険 金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。 ■サイバーリスク保険の場合

〈右記の6つの費用:サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費 日、コンピュータシステム復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用) ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を

こ条約有まだは依体映有が、休映事成まだは休映事成の原因となる高点な事故を 発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・ 氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保 除金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求に あたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。 〈緊急対応費用〉

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から 30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者 に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(緊急時ホットライン サービス(病院総合補償制度のご案内P.17ご参照)を含みます。)にご連絡ください。 ご連絡がない場合は、その事象を表列に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたっては、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要になります。

<上記7つの費用以外> ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故 こ 条約有または依体映有が、体映争数または体映争数の原因となりから病所な争数 または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者 の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項につい て、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた 場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保 険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要にな ります。

■医療機関向け役員賠償責任保険の場合

対象事由が生じた場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の 状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する 情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代

環内または引受保険会社にご連絡ください。 対象事由が発生するおそれのある状況(ただし、対象事由が発生することが合理的 に予想される状況に限ります。)を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で 代理店または引受保険会社にご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意

■医療施設機械補償保険の場合

■ 広僚他取懐徳僧[休陵の場合 損害が生じたことを知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください、保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります(その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。)。 ■ 医療事故調査費用保険の場合

ご契約者または被保険者が、医療事故の発生を知ったときは、遅滞なく、医療事故調 るの対象となる医療事故発生の日時・場所および具体的な内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡 が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

●保険金請求の際のご注意(医療施設機械補償保険、医療事故調査費用保険を除

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。[先取特権] とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権 利をいいます

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度におい てのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。 このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、 費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合 ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支
- ●保険金請求権には時効(3年)がございますのでご注意ください。

### ◆示談交渉サービスはございません

の保険には、賠償事故の際に保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交 である。 である。 である。 では、まないません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者で自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、被保険者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金とし てお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。